

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	定期検査
概 要	計量法の規定により、取引又は証明に使用する計量器(質量計・皮革面積計)は、大阪市長が行う定期検査を受けなければなりません。 定期検査は、区域ごとに大阪市長が指定する日時・場所(小学校等)において受検していただきますが、計量器の運搬が著しく困難である場合等は、計量器の所在場所で受検することができ、その場合は、所定の申請書を大阪市に提出していただく必要があります。 また、疾病等やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない場合は、受検できない旨の届出が必要となります。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・計量法第19条第1項、第21条 ・計量法施行令第10条、第11条 ・特定計量器検定検査規則第39条、第40条 ・大阪市特定計量器定期検査実施要綱(大阪市計量検査所窓口にて設置)
審査基準	<p>[定期検査の合格条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はかり」の定期検査を行った申請者は、次の各号に適合するときは、合格とする。 1 検定証印等が付されていること。 2 その性能が特定計量器検定検査規則で定める技術上の基準に適合すること。 3 その器差が特定計量器検定検査規則で定める使用公差を超えないこと。 <p>(計量法第23条第1項) (特定計量器検定検査規則第43条～第45条、第212条、第300条)</p>
標準処理期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪市長が指定する場所で受検する場合=1日 2 計量器の所在場所で受検する場合=7日(申請書提出日より検査日までの処理期間)
経由日数	なし
提出先	定期検査場所(所在場所での受検の場合は大阪市計量検査所)
提出時期	定期検査指定日(所在場所での受検の場合は検査日の7日前まで)
提出方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪市長が指定する日時・場所で受検する場合は、指定日に検査場所へ直接計量器をお持ちください。 2 計量器の所在の場所で受検する場合は、検査実施日の7日前までに所定の申請書を大阪市計量検査所まで提出してください。大阪市長は、計量器の所在の場所で検査を実施することとしたときは、実施の5日前までにその旨の通知をします。
手数料	計量器の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページ(手数料条例第7条)をご覧ください。
相談窓口	大阪市計量検査所 (06-6577-5888)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/000052869.html https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/000052870.html
備 考	